### 平成30年第2回臨時会

(8月8日招集)

# 山都町議会会議録

#### 平成30年8月第2回山都町議会臨時会会議録目次

#### 〇8月8日(第1号)

出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
職務のため出席した事務局職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
開会・開議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
日程第1 会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
日程第 2 会期決定の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
日程第3 議案第47号 工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
日程第4 議案第48号 工事請負変更契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 8月8日(水曜日)

#### 平成30年8月第2回山都町議会臨時会会議録

- 1. 平成30年8月8日午後3時0分招集
- 2. 平成30年8月8日午後3時0分開会
- 3. 平成30年8月8日午後3時22分閉会
- 4. 会議の区別 臨時会
- 5. 会議の場所 山都町役場議場
- 6. 議事日程(第1日)(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 議案第47号 工事請負契約の締結について

日程第4 議案第48号 工事請負変更契約の締結について

#### 7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番	眞	原		誠	2番	西	田	由ラ	卡子	3番	中	村	五.	彦
4番	矢仁	二田	秀	典	5番	興	梠		誠	6番	藤	JII	多	美
7番	甲	斐	重	昭	8番	飯	開	政	俊	9番	吉	JII	美	加
10番	藤	原	秀	幸	11番	後	藤	壽	廣	12番	藤	JII	憲	治
13番	藤	潶	和	牛	14番	Т	藤	4	絎					

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

#### 9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田	穰	副 町 長	岡本	哲 夫
総 務 課 長	荒木	敏 久	清和支所長	渡辺	八千代
蘇陽支所長	橋 本	由紀夫	会 計 課 長	藤島	精 吾
企画政策課長	藤原	千 春	税務住民課長	田中	耕治
健康ほけん課長	山 本	祐 一	福祉課長	坂 口	広 範
環境水道課長	増 田	公 憲	農林振興課長	山 本	敏 朗
建設課長	佐 藤	三 己	山の都創造課長	藤原	章 吉
地籍調査課長	玉 目	秀二	学校教育課長	渡邉	尚 子
生涯教育課長	工藤	宏 二	そよう病院事務長	小屋迫	厚 文

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒 方 功 外2名

開会・開議 午後3時0分

**〇議長(工藤文範君)** 皆さん、こんにちは。

ただいまから平成30年第2回山都町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

**〇議長(工藤文範君)** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番、後藤壽廣君、12番、藤川憲治君を 指名します。

#### 日程第2 会期決定の件

**〇議長(工藤文範君)** 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(工藤文範君)** 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

#### 日程第3 議案第47号 工事請負契約の締結について

**〇議長(工藤文範君)** 日程第3、議案第47号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

**〇山の都創造課長(藤原章吉君)** それでは、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案第47号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

平成30年8月8日提出。山都町長。

- 1、工事番号。山創造観第3号。
- 2、工事名。山都町若者定住促進分譲住宅用地造成工事。
- 3、工事場所。山都町下馬尾地内。
- 4、契約金額。5,427万円。税込みです。
- 5、契約の相手方。熊本県上益城郡山都町上寺1666-1。株式会社協信総業、代表取締役高畑博史。

6、入札方法。指名競争入札。

提案理由。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又 は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。次のページに工事請負契約概要を記載しております。

1から3については省略をさせていただきます。

- 4、入札年月日。平成30年7月25日。
- 5、工事概要。施工概要。分譲住宅用地造成工事。10区画。

主な工種。盛土工、2,335立米。ブロック積工、225平方メートル。アスファルト舗装工、807 平方メートルです。

6、参加業者。ごらんの11社の入札参加業者でございます。

次のページをおあけください。

公共工事請負仮契約書でございます。

これも1から3については省略させていただきます。

- 4、工期。平成30年8月9日から平成31年3月25日まで。
- 5、請負代金額。5,427万円です。
- 6、契約保証金。542万7,000円です。
- 7、解体工事に要する費用等、これはございません。

上記の工事について、発注者山都町と受注者株式会社協信総業は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を 得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年7月31日でございます。

次のページ、1ページですが、これが入札結果の内容でございます。

指名業者11社ありまして、応札者は1社ということです。残り10社については、辞退をされて おります。

次のページをお願いします。 2ページでございます。

位置図が載っておりますが、字が小さくて大変申しわけございませんけれども、山都町の矢部 地区の、以前、役場の浜町事務所があった場所になります。

隣の次のページ、3ページに拡大した地図が載っておりますけれども、新町通りから妙見のケヤキのほうへ入りまして、JAかみましきの運営するたんぽぽの前を通り過ぎた右手のほうにございます。ちょうど昭午町上寺線の道路沿いに当たります。

赤く囲ったところでございますけれども、囲ったところの上のほうに「堂上保之助」という家

がございますが、これについては寄付をいただいておりますので、現在町の所有となっていると ころでございます。

次のページをお願いいたします。 4ページでございますが、これが造成計画の平面図でございます。

真ん中に大きな道路が通っておりますけれども、道路から左半分について6区画、それと道路から右の部分について4区画の造成を計画しております。

計画平面図の左側、町道から入ったところの道路につきましては、4メーターの道路になります。のぼり上がって上のほうから真ん中の敷地の中央におりてくる道路、これについては、6メーター道路ということで計画をしております。

参考までに、宅地造成工事と別に、水道本管の布設工事を別途発注をしております。

最後に、本工事につきましては、過疎地域等自立活性化推進交付金1,562万7,000円の交付決定 を受けております。

予算については、6月補正予算で計上をしております。

説明については以上でございます。よろしくお願いします。

**〇議長(工藤文範君)** 議案第47号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

- **〇6番(藤川多美君)** 多分字の間違いだと思いますが、工事請負契約概要の参加業者の6番、「共立」が「共の立」と、入札の結果表では、また違う「協立」なんですが、入札には何ら問題はなかったでしょうか。お尋ねいたします。
- **〇議長(工藤文範君)** 山の都創造課長、藤原章吉君。
- **〇山の都創造課長(藤原章吉君)** 御指摘がございましたとおり、参加事業者の6番の「共立」の「共」の字が、入札結果登録のほうの字と間違っておりました。大変申し上げございません。こちらの概要のほうが間違っておりました。入札については何ら影響がないということです。
- ○議長(工藤文範君) ほかにありませんか。

2番、西田由未子君。

**〇2番(西田由未子君)** ずっとこの入札を見せていただきながらわからなくて、わからないままにしてきたので、聞くはいっときの恥ということで聞かせていただきます。

何度かあった入札結果の中で、辞退されるところがほとんどで、決まるとき1社になっているのはどうしてかなというのと、最低制限価格というのがあって、その価格よりも高い入札結果ですよね。予定価格よりも低いですけど。できるだけ工事に対して、手抜き工事はしたらいけないので、その分のきちんとしたお金は要ると思うんですけれども、競争入札をすることで少しでも安全ながら安い価格で発注するというのがこの意義だろうというふうに私は自分で解釈しているんですが、競争入札なのに、全部辞退されて1社になってしまうというのはどういうことなのかなという。済みません、お恥ずかしい質問ですけれども疑問に思いますので、よろしくお願いします。

- **〇議長(工藤文範君)** 総務課長、荒木敏久君。
- ○総務課長(荒木敏久君) お答えいたします。11社のほうに指名通知を行いまして、最終的に10社が辞退ということですけれども、これはもう各会社の事情によりまして、この入札を辞退するという結果でございます。その中身につきましては、我々ではなかなか推しはかれない分があるかなというふうに思っております。

以上です。

**〇議長(工藤文範君)** ほかに質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

**○13番(藤澤和生君)** 分譲住宅用地造成工事ということで5,000万ですよね、5,400万。この前、水道も併設で、先ほど言われましたけども、この前、水道関係の分もあったと思いますけれども、これを総合して、坪または平米に直すとどのぐらいの価格になりますかね。ちょっとその辺ば教えてください。計算すればわかっですが、前のがちょっと頭にないけん、どのぐらいかなと思いまして。教えてください。

- ○議長(工藤文範君) 山の都創造課長、藤原章吉君。
- 〇山の都創造課長(藤原章吉君) お答えいたします。

宅地分譲に係る契約金額は5,427万円です。それと、水道工事に係る工事請負契約が1,328万4,000円となります。敷地面積が4,680平米ございますので、平米当たりの単価で申し上げますと1万4,434円になります。

以上でよろしいでしょうか。

- **〇議長(工藤文範君)** 13番、藤澤和生君。
- **O13番(藤澤和生君)** 高い安いかは判断の仕方だろうと思いますが、下水道あたりもこれ併設して、もうあとは上物だけと考えればよいですかね、この後は。あとは全部これで、何ちゅうか、終了と。造成に関しては終了という考え方でよろしいですかね。
- ○議長(工藤文範君) 山の都創造課長、藤原章吉君。
- 〇山の都創造課長(藤原章吉君) お答えいたします。

今回の宅地造成については基本的な造成を行うということで、後に取得をされた方が敷地内の 排水を行ったりですとか、駐車場を整備されたりとか、そういった部分は必要になってくると思 います。あとは取得された方が自由に宅地を造作していただくということになると思います。

以上でございます。

**〇議長(工藤文範君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(工藤文範君)** これで質疑を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### **〇議長(工藤文範君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第48号 工事請負変更契約の締結について

**〇議長(工藤文範君)** 日程第4号、議案第48号「工事請負変更契約の締結について」を議題 とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

**〇建設課長(佐藤三己君)** それでは、議案第48号について説明させていただきます。

工事請負変更契約の締結について。

平成30年第1回山都町議会定例会において議決された、水の田尾下鶴線白石橋下部工工事のうち、契約金額1億6,524万円を1億6,721万5,530円に変更することとする。

平成30年8月8日提出。山都町長。

提案理由です。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産 の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

めくっていただいて、変更契約の概要になります。

事業名。大矢野原演習場周辺民生安定事業。

工事番号。民安29国第2号。

工事名。水の田尾下鶴線白石橋下部工工事。

工事場所。山都町北中島地内。

当初契約年月日。平成30年3月6日。

次に、工事内容です。

今回の主な変更は、橋台を施工するにおいての仮設工の手法を変更し、これにより減額となった分、工事の進捗を図る内容の変更になります。

まず、施工延長です。6番の施工延長ですけれども、当初契約の説明の資料では、施工延長318メートル。1工区148メートル、2工区170メートルと記載しておりましたけれども、これは全区間暫定の工事として竣工する計画でしたので、その分を施工延長として表記しておりましたが、今回、一部の区間を下層路盤まで完成させることから、この区間を施工延長とし、暫定で竣工する区間を括弧書きで表示しております。

施工延長が115.6メートル。1工区改良完成部です。暫定部施工延長1工区94メートル、2工 区170メートルとなります。

工種別の主な変更後の数量を次に記載しております。

A1橋台については変更ありません。

A 2 橋台の土留工一式の中で、重機の施工ヤードを確保するために、鋼矢板での土留工と仮締切工を計画しておりましたが、掘削の段階で多数の転石や最深部には固い層があることを確認し

たことから、この工法での施工は困難と判断し、H鋼と横矢板工による土留壁工と大型土のうでの仮締切に変更をします。これにより、土留壁工と大型土のうでの仮締切になりますが、当初計画しておりました鋼矢板工から矢板工に、それから大型土のうを44袋追加します。

次の護岸工では、仮設工の大型土のう、当初348袋が108袋になります。大型ブロック積の数量 に変更はありません。

それから、道路部では先ほど説明しましたが、下層路盤まで完成させる区間を115.6メートルとしたことにより、この区間の路床盛土、それから道路側溝、ヒューム管、下層路盤を新たに追加します。

以上が、主な変更の内容になります。

契約の相手方は尾上建設です。

次のページをお願いします。

公共工事請負変更仮契約書になります。

工事番号、工事名、工事場所については、先ほど申し上げましたとおりです。

変更契約事項。変更工事請負額197万5,530円の増額となります。うち消費税の額が14万6,336円です。

平成30年3月6日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。なお、議会の議決を得られたとき、本契約としての効力を生ずるものとする。

本変更契約のあかしとして、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。 次のページが位置図になります。

それから、めくっていただいて、次のページが平面図になります。

黒い字が当初設計で、赤字が今回の変更の設計の数量です。それから、緑字が翌年度以降の数字になります。

次のページをお願いします。次のページが標準断面図になります。

黒い網かけ部が当初設計で、暫定での竣工で計画していた分です。それから、赤い網かけ部が 今回の変更で、下層路盤まで仕上げる分になり、この区間の延長が先ほど申し上げました施工延 長115.6メートルとなります。

それから、次のページと最後のページが、今回の一番大きな変更であります仮締切工の施工計画図と土工図ですけれども、参考資料として添付しておりますが、図面になれてないとなかなかわかりにくいと思いますので、質問があればお答えしたいと思います。

それから、変更時の当初契約は3月議会で議決をいただいておりますが、その提案の際に甲斐議員のほうから、踏掛版の施工は舗装と同時期のほうがよくはないかという、意見といいますか、助言をいただいておりました。今回の変更の中でこの件について検討をし、埋戻し上の雨水の浸透流入による影響または自然転圧効果を考慮し、今回の変更の中で踏掛版の施工を先送りし、次年度に予定しております舗装工にあわせることにしました。これも今回の変更の内容に含んでおります。

以上です。

○議長(工藤文範君) 議案第48号の説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 **〇議長(工藤文範君)** 質疑なしと認めます。 これから議案第48号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり] **〇議長(工藤文範君)** 異議なしと認めます。 したがって、議案第48号「工事請負変更契約の締結について」は原案のとおり可決されました。 以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。 本日の会議を閉じます。 平成30年第2回山都町議会臨時会を閉会します。 閉会 午後3時22分 平成30年8月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。 議案第47号 工事請負契約の締結について 8月8日 原案可決 議案第48号 工事請負変更契約の締結について 8月8日 原案可決 会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議員		
山都町議員		

山都町議長